

衆議院 議院運営委員会 會議録 第十五号

平成十三年十一月九日(金曜日)

正午開議

出席委員

委員長 藤井 孝男君

理事 大野 功統君 理事 佐田玄一郎君

理事 河村 建夫君 理事 坂本 剛二君

理事 小此木八郎君 理事 高木 義明君

理事 上田 清司君 理事 長浜 博行君

理事 東 順治君

伊藤信太郎君 梶山 弘志君

上川 陽子君 福井 照君

松島みどり君 松宮 勲君

江崎洋一郎君 大石 尚子君

手塚 仁雄君 三井 辨雄君

漆原 良夫君 石原健太郎君

児玉 健次君 植田 至紀君

小池百合子君

議長

副議長

事務総長

綿貫 民輔君 渡部 恒三君 谷 福丸君

委員の異動
十一月九日

補欠選任
松野 頼久君 江崎洋一郎君

日森 文尋君 植田 至紀君

同日
補欠選任

江崎洋一郎君 松野 頼久君

植田 至紀君 日森 文尋君

本日
の会議に付した案件

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案起草の件

国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案起草の件
国会議員の給与等に関する規程の一部改正の件
国会議員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正の件
塩川財務大臣の財政についての演説及びこれに対する質疑に関する件
本日の本会議の議事等に関する件

○藤井委員長 これより会議を開きます。
まず、本日法務委員会の審査を終了した刑法の一部を改正する法律案、刑事訴訟法等の一部を改正する法律案の両法律案について、委員長から緊急上程の申し出があります。
右両法律案は、本日の本会議において緊急上程するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○藤井委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○藤井委員長 次に、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部改正の件、国会議員の育児休業等に関する法律の一部改正の件、国会議員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正の件について、順次事務総長の説明を求めます。
○谷事務総長 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部改正の件外三件につきまして御説明申し上げます。
まず、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部改正の件でありますが、これは、一般職の国家公務員に準じ、育児休業及び部分休業の対象となる子の年齢を三歳未満に引き上げるとともに、代替要員の確保措置として、育児休業の請求期間を任期の限度とする任期を定めた採用または臨時任用のいずれかを行うことができることとするもので、平成十四年四月一日から施行することといたしております。
次に、国会議員の給与等に関する規程の一部改正の件であります。これは、政府職員に準じて、十二月に支給する国会議員の期末手当等の支給割合の改定を行うとともに、当分の間、国会職員に特例一時金を支給することとするものであります。
次に、国会議員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正の件であります。これは、一般職の国家公務員に準じ、介護休暇の期間を、現行では連続する三月の期間内とされているものを、連続する六月の期間内に延長するもので、平成十四年四月一日から施行することといたしております。
よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

○藤井委員長 それでは、まず、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部改正の件、国会議員の育児休業等に関する法律の一部改正の件の両件につきまして、いずれもお手元に配付の案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案とするに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○藤井委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。
次に、国会議員の給与等に関する規程の一部改正の件につきましては、お手元に配付の案のとおり決定すべきものと議長に答申するに賛成の諸君の挙手を求めます。
〔賛成者挙手〕
○藤井委員長 挙手多数。よって、そのように決定いたしました。
次に、国会議員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正の件につきましては、お手元に配付の案のとおり決定すべきものと議長に答申するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○藤井委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○藤井委員長 次に、国務大臣の演説に関する件についてであります。本日の本会議において、財務大臣の財政についての演説を行うことに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○藤井委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

右の演説に対し、民主党・無所属クラブの仙谷由人君、自由党の達増拓也君、日本共産党の大森猛君、社会民主党・市民連合の重野安正君から、それぞれ質疑の通告があります。

質疑時間は、おのおの十五分以内とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○藤井委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、質疑者の要求大臣は、お手元の印刷物のとおりであります。

一、国務大臣の演説

財政について

財務大臣 塩川正十郎君

質疑通告(各十五分以内)

総理、財務、厚労、金融 仙谷 由人君(民主)

総理 達増 拓也君(自由)

総理 大森 猛君(共産)

総理、財務、厚労、防衛 重野 安正君(社民)

○藤井委員長 次に、本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○谷事務総長 まず最初に、日程第一及び第二につき、御法川総務委員長の報告がございます。両案を一括して採決いたします。全会一致であります。

次に、動議により、法務委員会の二法律案を緊急上程いたしました。保利法務委員長の報告がござ

います。両案を一括して採決いたしまして、全会一致であります。

次に、ただいま御決定いただきました国会議員の秘書の給与改正案、国会議員の育児休業法改正案を緊急上程いたしまして、藤井議院運営委員長の趣旨弁明がございまして、両案を一括して採決いたしました。全会一致であります。

次に、塩川財務大臣から財政についての演説が行われます。これに対しまして、四人の方々からそれぞれ質疑が行われます。

本日の議事は、以上でございます。

議事日程 第十一号

平成十三年十一月九日

午後零時三十分開議

第一 国家公務員の育児休業等に関する法律及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

一 国務大臣の演説

○藤井委員長 それでは、本日の本会議は、午後零時二十分予鈴、午後零時三十分から開会いたします。

○藤井委員長 次に、次回の本会議の件についてありますが、次回の本会議は、来る十三日火曜日午後五時から開会することいたします。

また、同日午前十一時理事会、午後四時から委員会を開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後零時六分散会

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の秘書の給与等に関する法律(平成二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二十一項を次のように改め、同項の前に見出しとして「(特例一時金)」を付する。

21 当分の間、議員秘書は、一般職公務員の例により、特例一時金を受ける。

附則に次の三項を加える。

22 第十四条第二項後段及び第十六条の規定は、特例一時金について準用する。この場合において、同条第一項中「二月十六日から二月末日までの間、五月十六日から五月三十一日までの間」

又は十一月十六日から十一月三十日までの間」とあるのは「二月十六日から二月末日までの間」と、それぞれ三月一日、六月一日又は十二月一日とあるのは「三月一日」と、同条第二項中「三月二日、六月二日又は十二月二日以前四十日」

に当たる日の翌日からそれぞれ二月十五日、五月十五日又は十一月十五日までの間」とあるのは「三月二日以前四十日に当たる日の翌日から二月十五日、六月二日又は十二月二日」と、それぞれ三月一日、六月一日又は十二月一日とあるのは「三月一日」と読み替えるものとする。

23 前項において準用する第十六条の規定により受ける特例一時金の支給日は、同条の規定により受ける期末手当の例による。

24 議員秘書が特例一時金を受ける間、第二条中「及び勤勉手当」とあるのは、「勤勉手当及び特例一時金」とする。

附則

この法律は、公布の日から起算して、改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律の規定は、平成十三年四月一日から適用する。

理由

一般職の国家公務員の例に準じて、当分の間、議員秘書に特例一時金を支給する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「一歳を三歳に改める。

第七条の見出しを「(育児休業に伴う任期付採用及び臨時任用)」に改め、同条中「係る期間」の下に「(以下この条において「請求期間」という。)」を加え、「当該期間を任用の期間の限度として、臨時任用を当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかに改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第二号に掲げる任用は、請求期間について一年(第四条第一項の規定による請求があった場合にあっては、当該請求による延長前の育児休業の期間の初日から当該請求に係る期間の末日までの期間を通じて一年)を超えて行うことができない。

一 請求期間を任用の期間(以下この条において「任期」という。)の限度として行う任期を定めた採用

二 請求期間を任期の限度として行う臨時任用

第七条に次の四項を加える。

2 本属長は、前項の規定により任期を定めて国会議員を採用する場合には、当該国会議員にその任期を明示しなければならない。

3 本属長は、第一項の規定により任期を定めて採用された国会議員の任期が請求期間に満たな

い場合にあっては、当該請求期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

4 第二項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。

5 本属長は、第一項の規定により任期を定めて採用された国会職員を、任期を定めて採用した趣旨に反しない場合に限り、その任期中、他の職に任用することができる。

第十一条第一項中「二歳を三歳に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後において改正後の国会職員の育児休業等に関する法律(以下「新法」という。)第三条第一項の規定による育児休業をするため、新法第三条第三項の規定による承認又は新法第四条第三項において準用する新法第三条第三項の規定による承認を受けようとする国会職員は、施行日前においても、新法第三条第二項又は第四条第一項の規定の例により、当該承認を請求することができる。

2 施行日前に改正前の国会職員の育児休業等に関する法律(以下「旧法」という。)第三条第一項の規定により育児休業をしたことのある国会職員(この法律の施行の際現に育児休業をしている国会職員を除く。)に対する新法第三条第一項ただし書の規定の適用については、旧法第三条第一項の規定による育児休業(当該国会職員が二人以上の子について同項の規定による育児休業をしたことがある場合にあっては、施行日前の直近の育児休業に限る。)は、新法第三条第一項ただし書に規定する育児休業に該当しないものとみなす。

3 施行日前に旧法第四条第三項において準用する旧法第三条第三項の規定により承認を受けた

育児休業の期間の延長は、この法律の施行の際現に国会職員が当該育児休業をしている場合に限り、新法第四条第二項に規定する育児休業の期間の延長に該当しないものとみなす。

理由

国会職員について、一般職の国家公務員の育児休業制度の拡充に準じて、育児休業及び部分休業の対象となる子の年齢を三歳未満に引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国会職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程案

国会職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程

国会職員の給与等に関する規程(昭和二十二年十月十六日両院議長決定)の一部を次のように改正する。

第七条の三第二項中「百分の百六十」を「百分の百五十五」に、「百分の百四十」を「百分の百三十五」に改め、同条第三項中「百分の百六十」を「百分の百五十五」に、「百分の百四十」を「百分の百三十五」に改める。

第七条の五第二項及び第三項中「百分の百六十」を「百分の百五十五」に改める。

附則に次の二項を加える。

4 当分の間、各年度(四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この項において同じ。)において、当該各年度の三月一日に在職する国会職員(特別給料表の適用を受ける国会職員(各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事を除く。)及び指定職給料表の適用を受ける国会職員を除く。以下同じ。)には、政府職員の例により、特例一時金を給与として支給する。

5 国会職員に特例一時金が支給される間、第十四条第一項中「及び住居手当」とあるのは、「住居手当及び特例一時金」とする。

附則

この規程は、平成十三年 月 日から施行し、改正後の国会職員の給与等に関する規程の規定は、同年四月一日から適用する。

国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程案

国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成六年六月二十三日両院議長決定)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「三月」を「六月」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この規程は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程(以下「新規程」という。)第十六条の規定は、改正前の国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程(次項において「旧規程」という。)第十七条の規定により介護休暇の承認を受けた国会職員で、この規程の施行の日(次項において「施行日」という。)において当該承認に係る介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して三月を経過しているもの(当該介護休暇の初日から起算して六月を経過する日までの間にある国会職員に限る。)についても適用する。この場合において、新規程第十六条第二項中「連続する六月の期間内」とあるのは、「平成十四年四月一日から、当該状態についての介護休暇の初日から起算して六月を経過する日までの間」とする。

2 旧規程第十七条の規定により介護休暇の承認を受け、施行日において当該承認に係る介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して三月を経過していない国会職員の介護休暇の期間については、新規程第

十六條第一項中「連続する六月の期間内」とあるのは、「当該状態についての介護休暇の初日から起算して六月を経過する日までの間」とする。

平成十三年十一月十四日印刷

平成十三年十一月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

B